

農地等の利用の最適化の推進に関する指針



2018年1月

米原市農業委員会

米原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 1月10日
米原市農業委員会

第1 基本的な考え方

改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が取り組まなければならない業務として明確に位置づけられた。

本市においては、平地と中山間地が混在しており、大半が水田として利用されているため、ほ場整備等の基盤整備が実施された農地については、優良な農地として保全し水稲、麦、大豆、そば等の土地利用型作物による農地の高度利用を図るとともに、野菜等による複合経営を進め農業収益の向上とリスク分散による経営の安定を図っている。今後も、地域の実態に応じた取組を推進し、担い手が持続的な農業を営めるよう関係機関が連携し、ブランド化や販路の確保・拡大などを図り、生産性が高い生活環境を整備することが求められている。

中山間地域では、大半が水田として利用されているが、鳥獣被害や未ほ場整備地域での耕作困難地における営農意欲の低下など、耕作放棄地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では、担い手への農地集積・集約化を進めて、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。また、一部地域において湿田対策が必要な地域もあり、集積・集約化が進まず遊休化している現状も認識が必要である。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化の推進」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として、具体的な取組を下記のとおり定める。

なお、この指針は、2027年を目標とし、3年ごとの農業委員および推進委員の改選期に検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、別紙の「活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (2017年11月)	2,613 ha	24 ha	0.92 %

3年後目標 (2020年11月)	2,602 ha	22 ha	0.85 %
目 標 (2027年11月)	2,576 ha	18 ha	0.70 %

注1：現状の管内の農地面積は、耕地および作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積であり、目標面積は農地転用の実績から判断し目標値を定める。

注2：現状の遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する農地の総面積であり、目標面積は3年間で1.5haの解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員の担当制または農業委員と推進委員によるチーム制による農地の利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成28年5月25日付け28経営第509号）に基づき実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期に関わらず、適宜実施する。

イ 農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに「全国農地ナビ」に反映し、農地台帳の公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行う。

③非農地判断について

農地パトロールの中で、B分類（再生困難）に区分した農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行う。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (2017年11月)	2,590 ha	1,453 ha	56.1 %

3年後目標 (2020年11月)	2,579 ha	1,805 ha	70.0 %
目 標 (2027年11月)	2,553 ha	1,914 ha	75.0 %

注：現状の管内の耕地面積は、耕地および作付面積統計による耕地面積であり、目標面積は農地転用の実績から判断し目標値を定める。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織
現 状 (2017年11月)	1,751戸 (40戸)	103経営体	2 経営体	26団体
3年後目標 (2020年11月)	1,675戸 (40戸)	105経営体	3 経営体	25団体
目 標 (2027年11月)	1,494戸 (40戸)	110経営体	4 経営体	24団体

注1：担い手の育成・確保の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に担い手への農地利用集積目標を定めるための参考値である。

注2：総農家数（うち、主業農家数）は、2015年農林業センサスの数値である。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直し

農業委員会として、地域（1集落や数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の中心的経営体を決め、それぞれの農業者の意志と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 「農地中間管理機構」等との連携

農業委員会は市農政課、県農地中間管理機構、県農産普及課、JAレーク伊吹等

と連携し、①農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、②経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、③期間満了を迎える利用権設定の農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに努める。

③農地の利用調整と利用権設定

農地の利用調整については、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ないまたは受け手がない地域においては、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業等の活用と併せて、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域にあった取組を推進する。

④農地所有者等が所在不明な農地の取扱い

農地所有者等が所在不明な農地については、都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 (2017年11月)	2 人 (0.8 ha)	1 法人 (0.5 ha)
3年後目標 (2020年11月)	3 人 (1.2 ha)	1 法人 (0.5 ha)
目 標 (2027年11月)	3 人 (1.2 ha)	1 法人 (0.5 ha)

注：新規参入者とは、過去3年間に農地の権利移動を行った数値であり、法人雇用者や親元就農者は含まない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

県農業会議、市農政課、県農地中間管理機構、県農産普及課およびJAレーク伊吹とともに、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者、認定新規就農者および新規参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェアへの参加・活用

市農政課、県農産普及課およびJ Aレーク伊吹とともに、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③農業委員会のフォローアップ活動

ア 農業委員および推進委員は、担当区域の農業の状況、就農候補地の農地やその周辺での農業経営の状況を伝え、新規参入希望者（法人を含む。）がその地域で円滑に就農できるように支援する。

イ 新規参入者（法人を含む。）が一定のまとまった農地を必要とする場合は、市農政課や県農産普及課の担当部局と相談の上、総合的な土地利用計画の中で準備を進め、農業委員および推進委員は地域での調整役としての役割を担う。